

別表第1

	種目	対象者	対象年齢	性能	基準額	耐用年数他
介護・訓練支援用具	介護用ベッド	下肢又は体幹機能障がい1、2級の者	学齢児以上の者	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
		難病患者等で、医師の意見書により寝たきりの状態であると認められる者				
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい1、2級の者	3歳以上18歳未満	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100円	5年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1、2級の者で、常時介護を要するもの	学齢児以上の者	床ずれの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	(1) マットレスタイプ 19,600円	5年
		重度の知的障がい者 難病患者等で、医師の意見書により寝たきりの状態であると認められる者			(2) シーツタイプ 5,000円	3年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級の者で、常時介護を要するもの	学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
		難病患者等で、医師の意見書により自力で排尿できず、常時介護を要すると認められるもの				
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい1、2級の者で、下着交換等に介助を要するもの	学齢児以上の者	介助者が障がい者及び難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
難病患者等で、医師の意見書により寝たきりの状態であると認められる者						
移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい1、2級の者 難病患者等で、医師の意見書により下肢又は体幹機能に障がいがあると認められる者	学齢児以上の者	介護者が障がい者及び難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの (天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	159,000円	8年	
入浴リフト	下肢又は体幹機能障がい1、2級の者で、入浴に介助を要するもの	学齢児以上の者	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年	

	種目	対象者	対象年齢	性能	基準額	耐用年数他
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい1～4級の者で、入浴に介助を要するもの	3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者及び難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	90,000円	8年 ※ただし、45,000円以下の場合4年
		難病患者等で、医師の意見書により入浴に介助を要すると認められる者				
	便器・補高便座	下肢又は体幹機能障がい1、2級の者	学齢児以上の者	障がい者及び難病患者等が容易に使用し得るもの（補高等の機能を有するものを含む。取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	便器のみ 4,450円 便器（手すり付き） 9,850円	8年
		難病患者等で、医師の意見書により排泄に介助を要すると認められる者				
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい1～3級の者	年齢制限なし	障がい者が容易に使用し得るもの	4,460円	4年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい1～3級の者で、家庭内の移動等において介助を要するもの	3歳以上の者	手すり、スロープ等であること。障がい者及び難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえた必要な強度と安定性を有するものであって、転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有すること（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	60,000円	8年
		難病患者等で、医師の意見書により下肢が不自由であると認められる者				
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある者	年齢制限なし	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	20,000円	2年
		重度の知的障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの				
		精神障がい者保健福祉手帳所持者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者				
特殊便座	上肢機能障がい1、2級の者	学齢児以上の者	温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	80,000円	8年	
	重度の知的障がい者で、自ら排便後の処理が困難なもの					
	難病患者等で、医師の意見書により上肢機能に障がいがあると認められる者					
自動消火器	身体障がい1、2級又は重度の知的障がい者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	年齢制限なし	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年	
	難病患者等で、医師の意見書により必要と認められる者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）					
電磁調理器	視覚障がい1、2級の者で、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	18歳以上の者	視覚障がい者及び知的障がい者が容易に使用し得るもの	20,000円	6年	
	重度の知的障がい者					
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい1、2級の者	学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年	
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級の者で、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	学齢児以上の者	音声等を光や振動等により知覚でき得るもの	87,400円	10年	

	種目	対象者	対象年齢	性能	基準額	耐用年数他
在宅療養等 支用具	透析液加温器	腎臓機能障がい1～3級の者で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者で、医師の意見書（初回のみ）により必要と認められるもの ただし、身体障がい者手帳診断書・意見書により確認ができる場合は、省略することができる	3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい1～3級又は同程度の身体障がい者で、医師の意見書により必要と認められるもの	学齢児以上の者	障がい者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年 ※電気式たん吸引器・ネブライザー両用器の給付歴のある者はその購入から5年
		難病患者等で、医師の意見書により呼吸器機能に障がいがあると認められる者				
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい1～3級又は同程度の身体障がい者で、医師の意見書により必要と認められるもの	学齢児以上の者	障がい者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年 ※電気式たん吸引器・ネブライザー両用器の給付歴のある者はその購入から5年
		難病患者等で、医師の意見書により呼吸器機能に障がいがあると認められる者				
	電気式たん吸引器・ネブライザー両用器	呼吸器機能障がい1～3級又は同程度の身体障がい者で、医師の意見書により必要と認められるもの	学齢児以上の者	障がい者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	78,100円	5年 ※それぞれ単体での給付歴のある者はその両方の購入から5年
		難病患者等で、医師の意見書により呼吸器機能に障がいがあると認められる者				
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	心臓機能障がい若しくは呼吸器機能障がい者又は同程度の身体障がい者で、医師の意見書により必要と認められるもの	学齢児以上の者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者及び難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500円	5年
		難病患者等で、医師の意見書により人工呼吸器等の装着が認められる者				
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上の者	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障がい1、2級の者で、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年	
視覚障がい者用体重計	視覚障がい1、2級の者で、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	15,700円	5年	
視覚障がい者用血圧計	視覚障がい1、2級の者で、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10,000円	5年	
人工呼吸器用自家発電機等	身体障がい1、2級の者で、医師の意見書により人工呼吸器又はネーザルハイフローの装着が認められるもの	年齢制限なし	出力波形が正弦波の発電機、車載用インバーター、蓄電池又は専用の外部バッテリーで、人工呼吸器を安全に稼働させられるもの。 ただし、ソーラーパネル等の付属品は対象外。	100,000円	6年	

種目	対象者	対象年齢	性能	基準額	耐用年数他
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者で、発声若しくは発語に著しい障がいを有するもの	学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
情報・通信支援用具	上肢機能障がい又は視覚障がい1、2級の者	学齢児以上の者	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフト 上肢機能障がい：インテリキー、ジョイスティック等 視覚障がい：画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	5年
点字ディスプレイ	視覚障がい1、2級の者で、聴覚障がい2級を併せ持つもの又は就労若しくは就学等の理由により必要と認められるもの	学齢児以上の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのでき得るもの	383,500円	6年
点字器	視覚障がい1、2級の者	18歳以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	(1) 標準型 10,400円 (2) 携帯型 7,200円	7年
点字タイプライター	視覚障がい1、2級の者で、本人が就労若しくは就学をし、又は就労が見込まれるもの	学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい1、2級の者	学齢児以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000円	6年
			②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	再生専用機 48,000円	
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい1、2級の者	学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障がい者用読書器	視覚障がい者で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	学齢児以上の者	視力に障がいを有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	198,000円	8年
暗所視支援眼鏡	視覚障がい者又は難病患者等で、網膜色素変性症等による夜盲症又は視野狭窄があり、中心視野が残存しているものであって、本装置を白杖と併用することで暗所視が改善し、日常の外出が容易になると見込まれることが医師の意見書により確認できるもの	12歳以上の者	カメラがとらえた映像を明るく補正して、眼前のディスプレイにリアルタイムで投影することができる眼鏡型の装置	198,000円	8年
視覚障がい者用時計	視覚障がい1、2級の者	18歳以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円	触読式5年
				音声式 13,300円	音声式10年
視覚障がい者用ラジオ	視覚障がい1、2級の者	学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	8,200円	10年

種目	対象者	対象年齢	性能	基準額	耐用年数他
聴覚障がい者用FAX	聴覚障がい又は発声もしくは発語に著しい障がい有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	学齢児以上の者	一般の電話線に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用し得るもの	20,000円	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	学齢児以上の者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
人工喉頭	喉頭摘出者	年齢制限なし	笛式	笛式 8,100円	笛式 4年
	声門閉鎖又は喉頭気管分離術等で永久的に音声機能を喪失した者で、医師の意見書により必要と認められるもの		呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの		
			電動式	電動式 72,203円	電動式 5年
			顎下部等にあてた振動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		
音声ICタグレコーダー	視覚障がい1、2級の者で、物の識別が困難な者	学齢児以上の者	携帯可能で、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	39,900円	5年
点字毎日	視覚障がい者	18歳以上の者	単価は1部当たりの金額とし、自己負担額は1部当たり80円とする	1部当たり 400円	—
点字図書	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障がい児・者	学齢児以上の者	点字により作成された図書	年間6タイトル又は24巻を限度とし、市長が認めた額	—

	種目	対象者	対象年齢	性能	基準額	耐用年数他
	ストマ装具	人工肛門、人工膀胱、腎瘻又は膀胱瘻造設者	年齢制限なし	消化器系ストマ 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。 基準額の範囲内で別表第2に定める付属品を認める。	消化器系ストマ 造設箇所1か所あたり年額106,296円	—
				尿路系ストマ 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で、ラテックス製若しくはプラスチックフィルム製で尿処理用のキャップ付のもの又はカテーテルより接続した収納袋のもの。 基準額の範囲内で別表第2に定める付属品を認める。		
排せつ管理支援用具	紙おむつ	以下の①～⑦のいずれかに該当し、常時紙おむつ装用が必要なことが医師の意見書により認められる者 ただし、高齢者紙おむつ給付事業による給付を受給中の者は対象外とする。	①の対象者 学齡児以上の者 ②の対象者 65歳以上の者 ③～⑦の対象者 3歳以上の者	紙おむつ、尿取りパッド及びおしりふき ただし、おしりふきのみは給付は不可	①②の対象者 6か月 30,000円 ③～⑦の対象者 6か月 72,000円	—
		① 身体障がい者手帳1、2級若しくは下肢、体幹機能障がい3級又は療育手帳Aを有する者 ただし、65歳以上の者にあつては、65歳に達する日の前日から継続して要件を満たす者に限る。				
		② 令和6年9月30日以前から継続して身体障がい者手帳1、2級若しくは下肢、体幹機能障がい3級又は療育手帳Aを有する者であり、かつ令和6年9月30日時点で日常生活用具給付事業又は高齢者紙おむつ給付事業による紙おむつの給付を受けている者				
		③ 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ装具を装着することができない者				
		④ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障がいを有する者				
		⑤ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がい、又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因する高度の排便機能障がいを有する者				
		⑥ 概ね3歳未満で発症した脳性麻痺等による脳原性の運動機能障がいを有し、排泄の意思表示が著しく困難な者				
⑦ 身体障がい者手帳1、2級及び療育手帳Aを有する者						

	種目	対象者	対象年齢	性能	基準額	耐用年数他
	収尿器	高度の排尿機能障がい、又は同程度の障がいを有し、医師の意見書によりカテーテル留置又は自己導尿の常時施行が必要な状態と認められる者	年齢制限なし	排尿器と蓄尿袋で構成され、身体に固定して尿を溜めておく用具（採尿袋を含む）	年間 8,500 円	—

	種目	対象者	対象年齢	性能	基準額	耐用年数他
改修費	居住生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行形の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する者で障がい等級1～3級のもの（特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい1、2級の者）	年齢制限なし	障がい者及び難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、障がい者及び難病患者等が現に居住する住宅について行われるもの。 住宅改修費の対象となる経費は、次の各号に掲げる居住生活動作補助用具の購入及び改修工事費とする。	200,000円	1回限り
		(1) 手摺りの取付				
		(2) 段差の解消				
		(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床及び通路路面の材料の変更				
		(4) 引き戸等への扉の取替え				
		(5) 和式便器から洋式便器等への便器の取替え				
(6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修						
		難病患者等で、医師の意見書により下肢又は体幹機能に障がいがあると認められる者				

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。
- 2 視覚障がい、上肢機能障がい及び下肢機能障がいについては、各障がい区分内の合計等級により対象者となるかの判断を行うものとする。
- 3 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- 4 1回の申請で給付する用具の個数は、原則として1個（付属品を含む。）とする。ただし、体位変換器、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、人工呼吸器用自家発電機等、情報・通信支援用具については、基準額の範囲内で同時に複数個の申請を可能とする。